

企業立地に関する協定書

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

可児市（以下「甲」という。）と株式会社三井ハイテック（以下「乙」という。）は、市内の可児柿田流通・工業団地に乙が工場を立地するにあたり、相互に協力し、その円滑な推進を図るため、次のとおり協定を締結する。

第1条 甲は、乙の事業計画による工場等の建設に協力し、乙はこれを実行するものとする。

平成29年 9月6日

甲

可児市長

昌田成輝

第2条 乙は、工場等の建設及び操業にあたり、周辺の集落や環境等に影響を及ぼさないように十分配慮するものとする。

乙

第3条 乙は、工場等の建設及び事業活動にあたり、地元企業の活用並びに地元住民の雇用に配慮し、地域の発展に寄与するよう努めるものとする。

株式会社三井ハイテック
代表取締役社長

三井康誠

第4条 甲は、乙の工場等の操業に必要な雇用の確保等について協力するものとし、乙は、従業員の健康で豊かな生活と企業の継続的な発展の実現のため、働きやすい環境づくりを積極的に推進するものとする。

第5条 乙は、事業活動する土地において、環境、衛生、公害及び防災に十分配慮し、常に良好な状態を保持できるよう維持管理するものとする。

第6条 本協定書に定めなき事項又は本協定事項に疑義もしくは問題が発生した場合は、甲乙協議のうえ誠意をもって善処するものとする。